

四日市市告示第306号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「旧地方自治法施行令」という。）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

四日市市長 森 智 広

1 委託を受けた者の名称及び住所または事務所の所在地

東京都目黒区東山1-5-4 KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡野 文孝

2 委託した事務の種類

四日市市立博物館及び四日市公害と環境未来館の観覧料並びに市史等売払収入収納事務

3 委託した期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（教育委員会 博物館）